

議案第251号

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定及び和解について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の国道の管理のかしに基づく損害賠償請求事件について、損害賠償の額を決定し、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

国道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定及び和解について

次のように損害賠償の額を決定し、訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

損害賠償請求事件

2 損害賠償及び和解の相手方

3 損害賠償の額

553,972円

4 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として金400,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、令和7年1月31日限り、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方及び本市は、本件事故の過失割合について、相手方が8割、本市が2割であることを確認する。

- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 事件の概要

- (1) 令和2年6月17日午後7時頃、相手方が、市内早良区飯倉六丁目35番30号付近の国道の歩道部分を歩行中、当該歩道部分の路面が破損して段差が生じていたため、当該段差に右足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じた。
- (2) 令和5年8月10日、相手方は、本市が道路管理者の義務を怠ったことにより負傷したとして、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金2,200,000円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) 令和5年10月16日、相手方は、損害賠償の額を金2,742,926円とする請求の趣旨の拡張を行った。
- (4) 本市は、道路管理者としての義務違反は認められないこと等を理由に応訴していたが、令和6年10月3日、同裁判所から和解案が提示された。
- (5) 本市としては、本件解決金の額及び過失割合が適正であること、紛争の早期解決が図られることその他の事情を勧案して、当該和解案に応じるものである。

(参考)

3の損害賠償の額のうち金153,972円については、本市が社会保険の保険者に支払うものである。